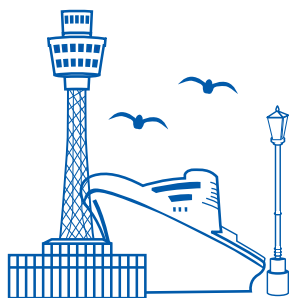


あなたの
毎日を守る

自転車



ルールブック



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

自転車安全利用 **五** 則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を
守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう！

神奈川県自転車条例：自転車損害賠償保険等に加入しましょう！

神奈川県

Contents

もくじ

自転車安全利用 五 則	① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先	2
自転車安全利用 五 則	② 交差点では信号と一時停止を 守って、安全確認	4
自転車安全利用 五 則	③ 夜間はライトを点灯	6
自転車安全利用 五 則	④ 飲酒運転は禁止	7
自転車安全利用 五 則	⑤ ヘルメットを着用	8
交通反則通告制度		10
運転するために知っておこう！		14
親子乗り自転車の注意点		16
自転車損害賠償保険等は条例で義務化です		18
電動モビリティに注意		19
事故が起きたら		20
出かける前に安全チェック		22



自転車 ルールブック の使い方



高校生になり

- 自転車通学を始めた
- 自転車を利用することが増えた

そんな皆様に、安全かつ安心に運転をして頂くために、最新の情報をまとめた「自転車ルールブック」を作成しました。この機会に改めてご自身の運転のスタイルの確認や最新の交通ルールを学ぶためにご活用ください。いざという時の対処法も記載されているので常に持ち歩いて一緒に素敵な自転車ライフを満喫できるようにしましょう。

神奈川県警察公式アプリ 「かながわポリス」

自転車等の交通ルール学習機能「スマートチリンスクール」



スマートチリンスクール

アプリダウンロードはこちら ▶



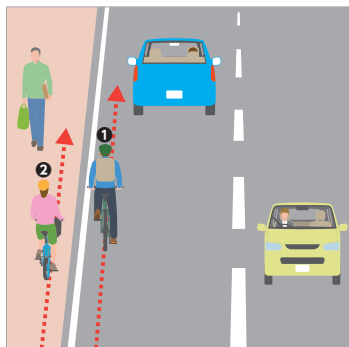
① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

◆原則は「車道の左側」を通行します

- 自転車で車道を走行する際は、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

(右図①参照)

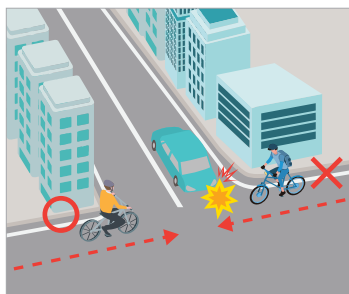
- やむを得ず歩道を通行する場合、歩道の車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しましょう。(右図②参照)



◆右側通行（逆走）はなぜ危ない？

右側を通行した場合、曲がり角では自動車の死角に入ってしまう、事故発生の危険性が高まります。

単路であっても、逆走をしていると、車と正面衝突をするおそれがあり非常に危険です。また、正面からぶつかった場合、左側通行の場合に比べて衝撃が大きくなり、より危険な事故につながります。



自転車を通れる場所



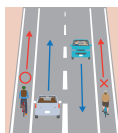
◆自転車道

縁石や柵などの工作物によって区画されています。自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。



◆矢羽根型路面表示

自転車が通行すべき部分・方向を知らせます。通行は義務ではありませんが、自転車はこの表示にならって通行しましょう。



◆普通自転車専用通行帯

自転車専用通行帯が設けられているときは、その通行帯を走らなければなりません。相互通行はできないので、左側の通行帯を利用しましょう。

◆路側帯

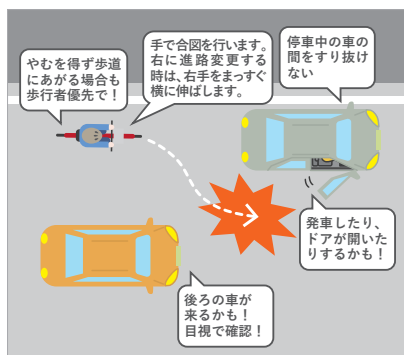
歩行者の通行を妨げない限り、通行をすることができます。また、2本線の路側帯（歩行者用路側帯）は通行することができません。



進路変更するとき

◆進路変更するときは安全を確認しましょう

- 駐停車中の車は、右側から回避するようにしましょう。回避するときは、後方から接近する車両に十分注意しましょう。
- バス停に停車している路線バスを追い越そうとして、動き出した路線バスと接触してしまう危険性もあります。お客さんが乗り降りするため、路線バスの発車のタイミングには十分に注意をしましょう。
- また、バスの影から人が出てくるかもしれませんので、無理な追い越しは避けましょう。



例外! 歩道を走るときは

◆普通自転車が歩道を通行できる例外

- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- 道路工事や連続した駐車車両があるとき、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いとき、通行の安全を確保するのにやむを得ないとき
- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識、標示があるとき



歩行者優先

「普通自転車歩道通行可」の標識



「普通自転車歩道通行可」の標示

◆歩道は歩行者を最優先に徐行しよう

- 歩行者の間のすり抜けや車道・歩道の行き来は危険
- ベルを鳴らして歩行者をどかすことがないように
- 危険を感じたときにすぐに止まれる速度で走ろう！
- お店などから人が飛び出してくる可能性があるため、車道寄りを通行するように



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号を守って安全確認

信号機のある交差点では、必ず信号を守らなければなりません。「信号無視」による死亡事故が数多く発生しています。特に、黄色信号や歩行者用信号機の青信号点滅は横断を始めてはいけないという意味であることを再確認しておきましょう。

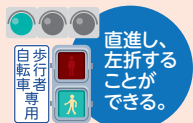
「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。



自転車に従うべき信号

自転車は通行する場所等によって、従うべき信号が異なります。

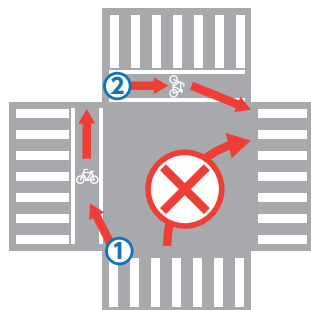
- 車道を通行：車両用信号
- 自転車横断帯、もしくは横断歩道を押し歩きなど：歩行者用信号
- 「歩行者・自転車専用」信号機がある場所：歩行者・自転車専用信号
- 信号の意味



右折は必ず二段階右折

信号機のある交差点で右折するときは、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まり右に向きを変え、前方の信号が青になってから進みます。

なお、自動車やバイクは青の矢印信号によって右折できる場合がありますが、自転車は進むことができません。「自転車横断帯」があるときは、そこを通らなければなりません。

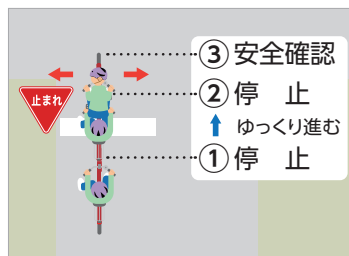


横断歩道は歩行者横断のための場所です。横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車から降りて押して横断します。左折するときは、青信号を確認のうえ、前後左右の安全を確かめ、できるだけ道路の左端に沿って十分スピードを落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がります。

一時停止を守って安全確認

◆標識・標示のある交差点

道路標識・標示は自転車でも従わなければなりません。一時停止の標識・標示のある場所では、停止線で必ず一時停止をし、その上で左右の安全確認ができるところまでゆっくりと前進し、前後左右の安全確認を行ってから通行しましょう。



◆標識・標示のない交差点

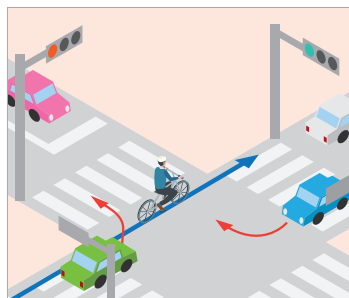
一時停止標識・標示がない交差点、見通しの悪い交差点、狭い道路から広い道路に出る場合は一時停止をし、十分に安全確認してから通行します。一方通行道路（「自転車を除く」の補助標識あり）を逆走する際、交差点には「一時停止」の標識・標示、停止線がないので、十分な注意が必要です。



◆青信号でもしっかりと安全確認を！

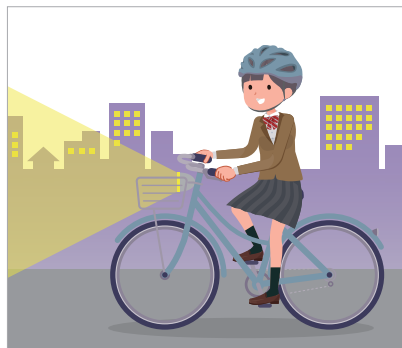
交差点では、たとえ青信号であっても、右左折する自動車等があります。左右の安全確認はもちろんのこと、前後から来る右左折車等も十分に確かめてから通行するようにします。

自動車には車体の構造上、運転者から見えない「死角」がありますので、運転者とアイコンタクト（目線を合わせる）などして、自分に気付いているかどうか確かめましょう。



自転車安全利用 五則 ③ 夜間はライトを点灯

無灯火は、道路の状況や周りの自動車、歩行者が見えにくくなるだけでなく、他の自動車、歩行者からも自転車の存在を認識しにくくなるので、非常に危険です。安全のため、夜間はライトを点灯し、反射板等を備えた自転車を運転しましょう。



夜間は目立つ工夫をしましょう

ライトや反射材を使用して運転します

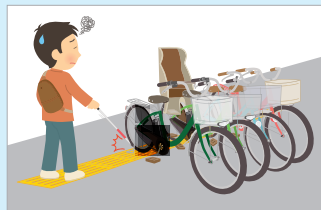
周囲が暗くなると、事故の危険性が高まります。夕暮れ前から早めにライトを点灯し、反射材や黄色などの明るい色の服装を身につけましょう。自分の存在を確実に知らせることが事故の防止につながります。



考えよう 放置自転車

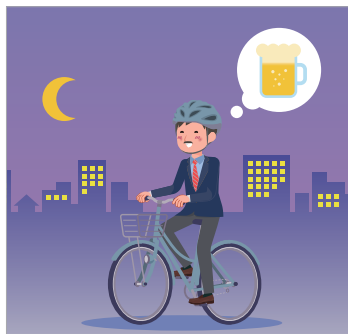
こんな駐輪していませんか？

自転車は近所への買い物など、手軽で便利な移動手段として生活に欠かせない乗り物です。一方で、心ない一部の利用者による放置自転車が、歩行者や緊急車両の通行を妨げるだけでなく、街の美観を損ねるなど、地域社会に大きな影響を与えています。周囲に迷惑をかけないためにも、決められた駐輪スペースを利用しましょう。



酒酔い、酒気帯びで自転車を運転してはいけません。

また、自転車を運転して帰るおそれがある人に対してお酒を提供したり、飲酒を勧めたりする行為（酒類提供罪）や、酒気を帯びていると知りながら自転車を提供したりする行為（車両提供罪）についても、厳しく処罰されます。



酒酔い運転：5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

【車両提供罪】

酒酔い運転：5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

【酒類提供罪】

酒酔い運転：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転：2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金



乗る時に注意しよう！

イヤホン使用禁止

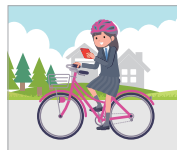
イヤホンやヘッドホンで音楽を聴いたり通話をしたりしながら運転すると、クラクションや緊急車両のサイレンなど大切な音が聞こえません。その結果、出会い頭の事故や、回避の遅れによる衝突が実際に起きています。耳をふさらず、周囲の音に注意して走りましょう。



反則金：5,000円

ながらスマホ運転の禁止

運転中にスマートフォンでの通話や画面の注視をすると、前方への注意がそれて、信号や周囲の動きに気づかず事故を起こす危険があります。加えて、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されています。便利なスマホですが、走行中の使用は命を危険にさらす行為です。



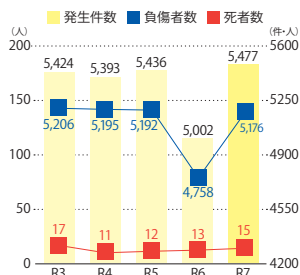
反則金：12,000円
交通の危険を生じさせた場合：
1年以下の拘禁刑または
30万円以下の罰金

自転車安全利用 五 則 5 ヘルメットを着用

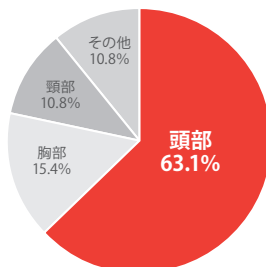
道路交通法と神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（神奈川県自転車条例）により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。自転車事故による死者の半数以上が頭部損傷が原因で死亡しています。自転車に乗る際は、万が一の交通事故に備え、自転車用ヘルメットをかぶり、頭部を保護しましょう。



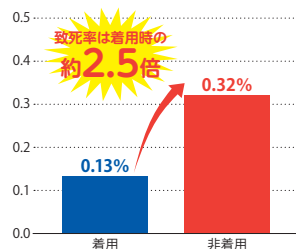
自転車乗用中の死者・負傷者数
(R3～R7 / 神奈川県内)



自転車乗用中死者の損傷主部位
(過去5年 / 神奈川県内)



ヘルメット着用状況別致死率
(令和7年中 / 神奈川県内)



保護者と
一緒に乗る
ときも

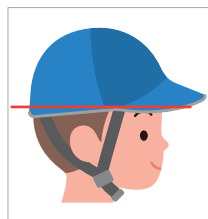


子どもが
自分で運転
するときも

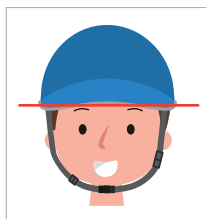


しっかりとヘルメットを着用しましょう！

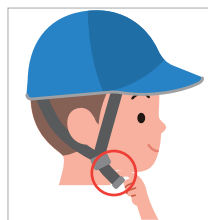
ヘルメットの正しいかぶり方



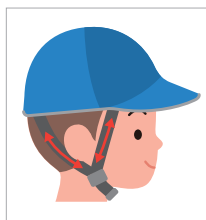
①水平になるように正しい角度で装着。



②ヘルメットの先端がまゆ毛のすぐ上に来るように角度を合わせ、左右均等にかぶる。



③あごとあご紐の間に人差し指1本入れられるか確認。



④耳元のV字部分のねじれをチェック。V字部分が耳たぶのすぐ下あたりにくるように。

自転車用の安全基準マークがついたものを選びましょう！

産業用ヘルメットでは、自転車運転時の頭部保護の安全基準を満たしません。

◎安全基準マークの例

自転車安全ヘルメットの安全基準に適合する「SG」「JCF（日本自転車競技連盟）」などの付いたものを選びましょう。マークはヘルメットの内側や外側の後ろなどについています。



画像提供: Kabuto / オージーケーカブト

ヘルメットは使い続けていいの？

強い衝撃を受けるとヘルメットは変形します。

そのため、衝撃を十分に吸収できない恐れがあります。

強い衝撃を受けたヘルメットは、続けて使用せず交換しましょう！

見た目に変化が無くても…紫外線などにより経年劣化し性能が低下します。メーカー等が推奨する期間（購入後3年間など）を過ぎたら、交換を検討しましょう。

交通反則通告制度（青切符制度）①

青切符制度とは

自転車の一定の交通違反に対して「青切符」の交付による反則告知を行い、一定期間内に反則金を納付することで、刑事手続に移行せず、違反処理が終了するものです。前科はつかず、裁判にもなりません。



なぜ導入されたの？

◆自転車事故の割合が高い水準だから！

神奈川県内では、すべての交通事故の中で自転車に関連する事故（自転車が第1当事者または第2当事者として関与した事故）の割合が約26%となっており、交通事故の約4件に1件は自転車に関連しています。

県内の交通事故の中で
自転車に関連する事故の割合は

約 **4** 件に **1** 件

◆事故の多くは「自転車側」にも何らかの違反^{*}行為があるから！

県内の自転車関連事故のうち、死亡・重傷者の約9割、負傷者の約7割に何らかの違反がありました。

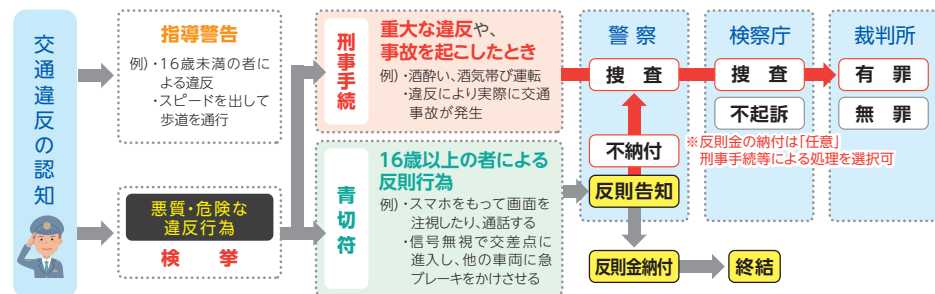
^{*}違反についてはP12「交通反則通告制度」②「主な違反行為」を参照

自転車側に何らかの
違反行為があった割合は

死亡・重傷者の約 **9** 割 負傷者の約 **7** 割

◆自転車の交通事故を減らすため

これまで、自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる「赤切符」等を用いた刑事手続による処理が行われてきました。この刑事手続は、違反者にとっても捜査機関等にとっても、時間的・手続的な負担が大きいことや、検察に送致されても不起訴となる可能性が高く、実態として違反者に対する責任追及が不十分であることが指摘されていました。そこで、違反者・捜査機関等双方の手続的な負担を軽減するとともに、実効性のある責任追及を可能とし、自転車関連事故を抑止するため、自転車への青切符を導入することになりました。



取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反は基本的には警察官が現場で指導警告を行います。
ただ、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両への危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったとき、さらには警察官の再三にわたる警告に従わなかったときは検挙を行います。

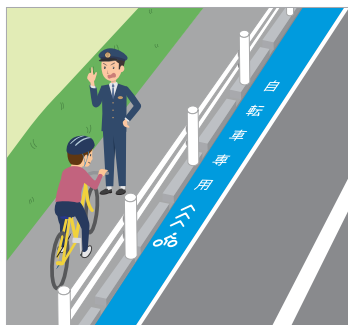
検挙後の手続きは大きく変わりましたが、

交通ルールや交通違反の指導取締りについての基本的な考え方は変わっていません。

歩道の通行について

単に歩道を通行しているといった違反については、通常「指導警告」が行われます。青切符の導入後も、基本的にと締りの対象となることはありません。

ただし、スピードを出して歩道を通行し、歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合や、警察官の警告に従わずに歩道通行を継続した場合には、取締りを受ける場合があります。



赤切符等の対象となる違反

刑事手続で処理される重大な違反

酒酔い運転・
酒気帯び運転



妨害運転



携帯電話使用等
(交通の危険)



違反によって交通事故を発生させたとき

例)
ハンドルから
手を離して
運転した結果、
歩行者と
衝突したとき



青切符の対象となる違反

重大な事故に直結する おそれが高い反則行為

遮断踏切立入り



自転車制動装置不良

ブレーキなし



携帯電話使用等
(手で保持して通話や
画面の注視)



違反したことによって交通の危険や事故の危険があるとき 歩行者や他の車両に危険を生じさせる、2つ以上の違反を同時に行うなど

例)
スピードを出して
走行し、歩行者を
立ち止まらせた



例)
傘を差しながら
一時停止



違反であることについて 指導・警告されているのに あえて違反を行ったとき

例)
警察官の
指導に従わず
右側通行や
信号無視を
したとき



交通反則通告制度（青切符制度） ②

主な違反行為を紹介します

ながらスマホ運転
(携帯電話使用等（保持）)



反則金 12,000 円

イヤホン使用運転
(公安委員会遵守事項違反)



反則金 5,000 円

信号無視（赤色等）



反則金 6,000 円

横断歩行者の妨害
(横断歩行者等妨害等)



反則金 6,000 円

一時不停止
(指定場所一時不停止等)



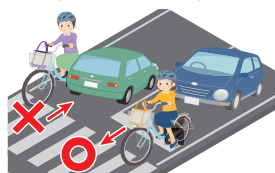
反則金 5,000 円

傘差し運転
(公安委員会遵守事項違反)



反則金 5,000 円

右側通行（逆走）
(通行区分違反)



反則金 6,000 円

ブレーキ無し車両
(自転車制動装置不良)



反則金 5,000 円

無灯火



反則金 5,000 円

二人乗り
(軽車両乗車積載制限違反)



反則金 3,000 円

遮断踏切立入り



反則金 7,000 円

並進（2 台並んで走る）
(並進禁止違反)



反則金 3,000 円

よくある疑問 Q&A

Q1 指導警告とは何ですか？

A 現場で警察官から「指導警告票」が交付されるなどします。指導警告を複数回受けたからといってすぐに何らかの処分がされるわけではありません。指導警告は自分自身が行った行為が交通違反になること、自らの違反の危険性や交通ルールを遵守すべきことの重要性を理解し、再び違反しないことを目的としています。指導警告を受けた場合、今後はより一層丁寧な運転を心がけてください。

Q2 16歳未満の違反はどうなりますか？

A 16歳未満の違反は原則として「指導警告」が行われます。ただし、違反により実際に事故を発生させた場合は赤切符等による刑事手続です。14歳以上であれば刑事手続により処理される場合があります。



Q3 取締りを受けたときはどのように本人確認を行いますか？

A 運転免許があれば運転免許証での確認となり、持っていない場合には、マイナンバーカードや学生証などの身分証で本人確認を行います。身分証を持っていない場合は、自己申告に加えて、家族に連絡をするなどして、確認を行うことになります。

Q4 自転車の違反で取締りを受けたら、運転免許にも影響がありますか？

A 自転車で交通違反をした場合に違反の点数が付されることはありません。しかし、自転車でのひき逃げ事件や死亡事故等の重大な交通事故を起こした場合や飲酒運転など特に悪質・危険な違反をした場合などには運転免許の停止処分が行われることがあります。

Q5 自転車に取り付けてある携帯電話を確認する場合も取締りの対象となりますか？

A 自転車に取り付けてあっても携帯電話・スマートフォンを注視することは道路交通法により禁止されています。これに違反して、実際に交通の危険を生じさせたときは赤切符等（刑事手続）の対象となります。

Q6 イヤホンをしながら運転した場合は取締りを受けますか？

A 青切符となる場合があります。安全な運転に必要な交通に関する音、または声が聞こえない場合は、青切符となります。片耳のみに装着、オープンイヤー型イヤホン、骨伝導型イヤホンなどでも同様です。イヤホン・ヘッドホンは外して運転するようにしましょう。

Q7 反則金を納付しないとどうなりますか？

A 反則金の納付は任意です。納付しない場合は、刑事裁判などの刑事手続に移行します。



運転するために知っておこう！

特定の違反や事故を起こして 3 年以内に 2 回以上検挙された自転車運転者は、都道府県公安委員会の命令を受けてから 3 ヶ月以内に講習を受けなければなりません。

【講習対象となる危険行為 16 類型】

①信号無視

②通行禁止違反

歩行者用道路等、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する。

③歩行者用道路における車両の義務違反

自転車の通行が認められている歩行者用道路で徐行しない。

④通行区分違反

歩道通行が禁止されている歩道を通行したり、道路の右側を通行（道路右側にある路側帯通行を含む）したりする。

⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害

自転車が行き通せる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度や方法で通行する。

⑥遮断踏切立入り

⑦交差点安全進行義務違反等

信号機のない交差点等で、優先道路を通行する車両や左側から来る車両の通行妨害をしたり、交差点に入る際に徐行しない、また歩行者等に配慮しない速度や方法で通行する。

⑧交差点優先車妨害

交差点で右折時に直進車や左折車両の進行を妨害する。

⑨環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点内を通行する車両の進行を妨害したり、交差点に入る際に徐行しないなど。

⑩指定場所一時不停止等



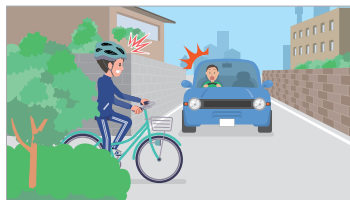
②の標識

これは、通行禁止の標識ではありません。自転車の通行が禁止されている道路や場所を表示している標識です。（自動車専用・歩行者専用等）



歩行者道路
軽車両を除く

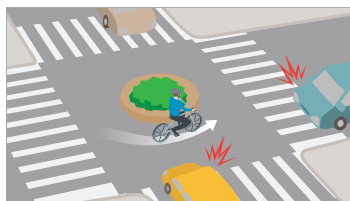
③の標識



⑦交差点安全進行義務違反等



⑧交差点優先車妨害



⑨環状交差点安全進行義務違反等

⑪歩道徐行等義務違反

歩道で車道寄りを徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しない。

⑫自転車制動装置不良

前後輪にブレーキを備えていなかったり、ブレーキ性能が不良の自転車を運転する。

⑬酒酔い運転、酒気帯び運転

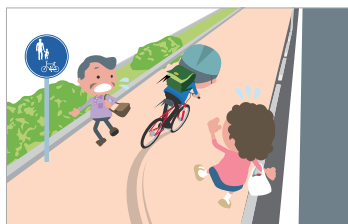
⑭安全運転義務違反

ハンドル・ブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような方法で運転する。

⑮携帯電話使用等（交通の危険・保持）

⑯妨害運転（いわゆるあおり運転）

他の自転車やバイク、自動車等の通行を妨げる目的で、不必要な急ブレーキをするなど。



⑪歩道徐行等義務違反

自転車を利用する際は道路標識・標示をしっかり確認！

自転車は進入することができない



通 行 止 め



車両通行止め



車両(組合せ)
通行止め



車両進入禁止



特定小型原動機付自転車・
自転車通行止め

自転車が通行できない道路



自動車専用



歩行者等専用

自転車が通行できる道路



特定小型原動機付
自転車・自転車専用



普通自転車等及び
歩行者等専用

一時停止しなければいけない場所



一時停止



自転車が横断できるところ



自転車横断帯



横断歩道・
自転車横断帯

矢印の方向にしか進むことができない道路



一 方 通 行



特定小型原動機付自転車・
自転車一方通行



特例特定小型原動機付自転車・普通自転車が通行できる歩道



特例特定小型原動機付
自転車・普通自転車
歩道通行可



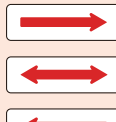
特例特定小型原動機付
自転車・普通自転車の
歩道通行部分

普通自転車が通行しなければならない通行帯



普通自転車専用通行帯

交通規制
区域を示
す標識



始 ま り

区 間 内

終 わ り

自転車が
進入でき
ない交差
点を示す
標示



普通自転車の交差点進入禁止

親子乗り自転車の注意点

正しく理解し、正しく利用しましょう！

◆親子乗り自転車の注意点

※各都道府県の規則により、異なります。

正式名称は「幼児2人同乗用自転車」といって、運転者とは別に小学校就学始期に達するまでの幼児2人が同乗できる自転車*です。電動アシスト自転車タイプが人気ですが、子供を乗せた状態での思わぬ転倒事故もあり、正しく利用することが大切です。

●停車時の転倒事故に注意！子供のヘルメットは乗車前！

停車中に子供を乗せたまま、ちょっと目を離した、手を離れた間に自転車が転倒して、子供が大けがをする事故が後を絶ちません。重たい車体は倒れ始めると支えきれません。子供を乗せたらバランスに注意して、絶対に手を離さないようにしましょう。また、子供のヘルメットは乗車前に、乗せたらシートベルトを着用しましょう。

●同乗できる子供は「小学校就学始期に達するまでの幼児」

親子乗り自転車の強度は、小学校就学始期に達するまでの幼児の同乗を想定して設計されています。「これぐらいなら大丈夫」といった勝手な判断は禁物です。

●前抱っこでの乗車はNG！

子供の状況を把握できる「前抱っこ」は、歩行時は良いですが、自転車に乗る際は、転倒した際に大人が子供の上に倒れる形になり、被害が大きくなってしまいます。

●前席に体の小さな子、後席に体の大きな子。

乗せる順は後席→前席。降ろす順は前席→後席。

親子乗り自転車はバランスが大切です。そのため、より安定する後席に体の大きな子に乗せるようにしましょう。乗せる順は後席が先。不安定になりやすい前席には、後に乗せて、先に降ろします。

正しい乗り方(例)



幼児用座席1人
+おんぶ



幼児用座席2人



× 前抱っこ



× 4人乗り

危険な乗り方(例)



自転車も「車両」です 交通規制に 注意!!

一方通行



車両進入禁止

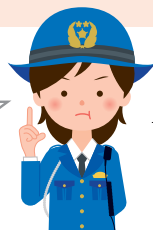


指定方向外
進行禁止



ちょっと待って!その道路標識、

自転車を除く は付いていますか?



標識の見方を確認しよう!!

自転車も交通規制の対象



補助標識がない場合、
自転車も規制の対象です。

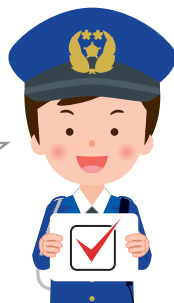
自転車は規制対象から除外



補助標識がある場合、
自転車は規制の対象から除かれます。

現在、安全性等を確認しながら、
一方通行規制からの自転車の除外
を進めています。

自転車に乗る時も、道路標識など
を良く確認して、安全に注意して運
転して下さい!



自転車損害賠償保険等は条例で義務化です

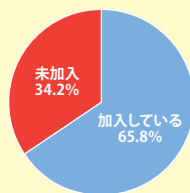
保険について、確認してみましょう

自転車事故はいつ起こるか分かりません。いざという時の備えに、自分や家族の保険加入状況を必ず確認しましょう。

自転車損害賠償保険 加入率

(令和7年 / 神奈川県内)

【調査概要】※ au 損保調べ
※ 加入率 = 「加入している」「お
そらく加入している」の合計
※ 小数点第2位以下を四捨五入



まずは加入状況をチェックしましょう

保険・共済に加入していますか？ (保険証券等でご確認ください。)

はい

加入している保険・共済に自転車損害賠償保険等に
相当する補償が付帯されていますか？

はい

すでに
自転車損害賠償保険等に
加入しています。

わからない

ご契約の保険会社・共済に
ご確認ください。

※ 相当する補償がない場合は加入
が必要です。

いいえ

いいえ

未加入です!!

自転車損害賠償保険等への
加入が必要です。

自転車損害賠償保険等の代表的な補償内容

個人賠償 責任補償

交通事故などで人や物に損害を与えるリスクへの補償

相手への補償

- ・ 自転車で歩行者をはねた
- ・ 買い物中に店の商品を落として壊した

過去の高額賠償事例



2013年7月4日の神戸地方裁判所の判決では、当時小学5年生の少年が運転する自転車にはねられ、歩行中の女性が意識不明となった事故について、監督義務者である母親に約9,500万円の損害賠償命令が出されました。

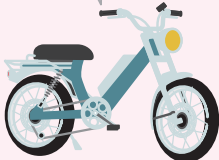
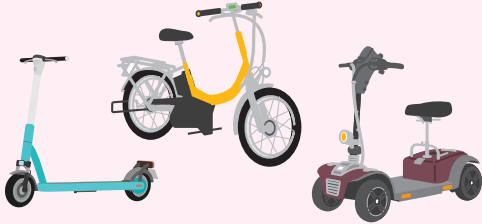
賠償金

約 9,500万円

自転車保険に未加入の場合
損害賠償金を自費で支払わなければならない
うえ、示談交渉が難しくなるケースがあります。

電動モビリティに注意

いわゆる電動キックボード等のうち一定の基準を満たすものについては、「特定小型原動機付自転車（特定原付）」と位置づけられ、運転免許不要等の交通ルールが適用されています。一方で、見た目がまるで自転車でも、**ペダル付き電動バイクは特定原付とは異なり一般原付以上の車両（バイク）に当たります。**それぞれの特徴・ルールについて確認し、注意して利用するようにしてください。

区分	ペダル付き電動バイク (一般原付以上の車両)	特定 小型原動機付自転車 (特定原付) (車道モード)	特例特定 小型原動機付自転車 (歩道モード)
免許	必要	不要 ※ただし 16 歳未満は運転禁止	不要 ※ただし 16 歳未満は運転禁止
ヘルメット	義務	努力義務	努力義務
ナンバー プレート	必要	必要	必要
自賠責保険 (共済)	必要	必要	必要
走行場所	車道	車道・自転車道	車道・自転車道・ 特定の歩道
速度制限	一般原付の場合： 30km/h (法定)	20km/h (最高) ※速度抑制装置で制御	6km/h (最高) ※速度抑制装置で制御
最高速度 表示灯	—	緑色点灯 ← 切り替え可能な車両もあります! → 緑色点滅	
イメージ			

事故が起きたら

こんなことになってしまうかも…

▶加害者になってしまったケース

雨の日の帰り道、傘を差しながら急いでいたら…

家へとあわてて帰っていたところ、歩行者に気づかず衝突してしまいました。傘を差し、しかも無灯火だったため視界が悪かったのです。相手に怪我を負わせてしまい「こんな事故を起こすとは思わなかった…」と深く後悔しています



加害者 → 逃げない

▶単独事故になってしまったケース

坂道で転倒、物を破壊し自分も怪我を…

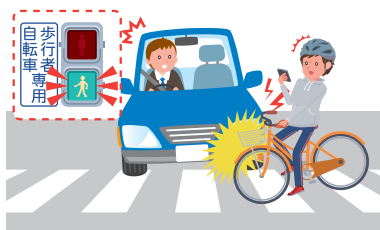
下り坂でスピードが出てしまい、転倒。近くの消火栓のカバーを壊してしまい、自分も怪我を負ってしまいました。突然の出来事に動揺し、どのように対応すべきか、またどこへ連絡すればよいのか判断できず、冷静な対応ができませんでした。

単独事故 → 立ち去らない

▶被害者になってしまったケース

夕暮れ時に急いで横断歩道を渡ろうとして…

信号が赤に変わる直前、急いで横断歩道を渡ろうとした瞬間、車と接触。スマートフォンを操作しながらだったこともあり、周りが見えていませんでした。「大丈夫です」とすぐにその場を後にしましたが、後になって怪我が分かりショックを受けました。その場では大丈夫だと思っていたても、相手の連絡先を聞いておくことが必要でした。



被害者 → 立ち去らない





万が一事故を起こしたときは

非接触や軽傷でも現場を離れてはいけません!

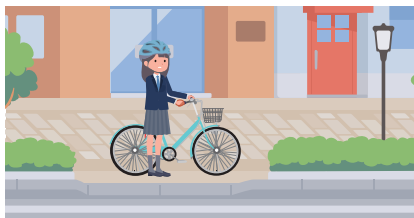
① 怪我人の救護

怪我人がいる場合は、手当が最優先です。救急車の手配を行うときは迅速に。



② 道路上の危険防止

路肩や歩道など安全な場所に自転車を移動させ、二次災害を防止しましょう。



③ 警察への連絡

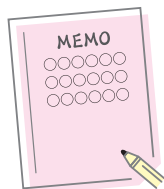
落ち着いて警察へ連絡しましょう。

**連絡をしないと
ひき逃げになります!**



④ 事故状況の確認

相手の名前、住所、連絡先などを確認し、簡単なメモにまとめておきましょう。



⑤ 保険会社への連絡

事故の状況を保険会社へ連絡してください。



**誰でも事故を起こした時は、気持ちが不安定になります。
落ち着いて冷静に行動しましょう。**

安全に乗るために備えよう

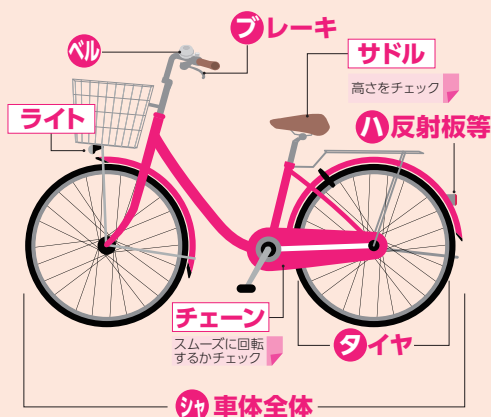
出かける前に**安全チェック**

合言葉は「ブタハシャベル」

自転車は日常的に点検整備しましょう。

また、年に1回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。

「ブタハシャベル」でチェック！



- ブ** ブレーキを握り、自転車を前後左右に動かして、ブレーキが効くか、きちんと止まるか確かめましょう。
- タ** タイヤの空気が入っているか、ゴムがすり減っていないか、釘などが刺さっていないか確かめましょう。
- ハ** 反射板等・ライトは汚れていないかチェックしましょう。また、点灯するかもチェックしましょう。
- シャ** 車体全体を確認。サドルの高さ、チェーンの緩み、スタンドのたつきがないか確かめましょう。ハンドルが曲がっていないか、ガタガタしていないか、実際に握って緩みがないか確かめましょう。
- ベル** ベルがきちんと鳴るか、壊れていないか確かめましょう。

🚲 出発前のセルフチェック

- サドルにまたがったとき、両足先が軽く地面につく
- ハンドルを握ったとき、体が少し前に傾く
- ハンドルを左右に動かしたとき、ブレーキのレバーやハンドルが足にぶつかったりしない



🧢 正しいヘルメットの着用方法

- かぶるときは水平に
- ベルトのV字部分を意識する
- あごひもの長さを緩めすぎない

